

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	4	担当課	都市計画課		
法令名	不動産の鑑定評価に関する法律	根拠条項	27-1	許認可等の内容	不動産鑑定業者の業者登録の内容に変更を生じた場合の変更の登録
<p>(変更の登録)</p> <p>第二十七条 不動産鑑定業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。</p> <p>2 不動産鑑定業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書とその不動産鑑定業者の登録をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その変更が法人の役員の増員若しくは交代又は事務所の新設によるものであるときは、申請書にその役員又は事務所に関する第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申請書の国土交通大臣への提出は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。</p> <p>4 第二十四条及び第二十五条の規定は、変更の登録の申請があつた場合に準用する。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 破産者で復権を得ない者二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者三 第十六条第六号又は第七号に該当する者四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一項第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの七 法人で、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの					